

福岡県立学校教育実習実施要綱

1 目的

この要綱は、教員養成の重要性に鑑み、教育職員免許法の規定に従い、県立学校における教育実習の円滑かつ有効な実施を図ることを目的とする。

2 教育実習生の範囲

- (1) 教育実習生は、原則として県内の公立学校を卒業した者であること。
- (2) 教育実習希望者は、卒業後教職に就くことを希望している学生であって、教職に必要な所定の単位を取得する見込みがあり、かつ、学力、人物ともに、将来教職に携わるにふさわしい者であること（大学卒業後、通信教育又は大学の聴講生として教職に必要な単位を取得した者又は取得見込みの者で教育実習を希望する場合もこれに準ずる。）。

3 教育実習の時期

教育実習の時期は、原則として5月から7月の期間とし、福岡県公立学校教員採用候補者選考試験第一次試験の実施日の前後1週間程度は教育実習を実施しない。ただし、教育実習受入校の事情により、これを変更することができる。

4 教育実習受入れ

教育実習生の受入れは、教育実習受入校の教育活動に支障を来さないことを条件とする。

5 教育実習の申込手続

本県における教育実習の申込手続は、別に定めるところにより、前年度に行う。ただし、次の場合は、教育実習の当該年度において申込手続を行うことができる。

- (1) 大学卒業後、通信教育又は大学の聴講生として教職に必要な単位を取得した者又は取得見込みの者で教育実習を希望する者
- (2) 前年度に手続ができなかった者で、相当の理由があると認められる者

6 教育実習の辞退届

教育実習承諾書を受領した後に教育実習を辞退する場合は、大学は速やかに教育実習受入予定校に辞退届を提出しなければならない。

7 教育実習の中止

- (1) 教育実習生の受入れを承諾した後又は教育実習中に教育実習生として相応しくない行為等があれば、教育実習受入（予定）校の校長は当該大学に連絡し、それに基づいて大学は教育実習を中止させることがある。

(2) 教育実習生として相応しくない行為等により、生徒若しくは学校職員に損害を与え、又は学校の施設整備等を破損した場合は、教育実習受入（予定）校の校長はその旨を併せて連絡し、大学はその損害賠償等適切な処置を行うものとする。

8 教育実習に必要な経費

教育実習に必要な経費は、教育実習生又は大学の負担とする。その額は別に定める。

9 定時制課程における実習

定時制課程における実習については、原則として全日制課程の教育実習に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年3月14日から施行し、平成13年度以降の教育実習に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行し、令和3年度以降の教育実習に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行し、令和6年度以降の教育実習に適用する。